

お知らせ



特別医療費助成制度

次の条件に該当する人は、申請により医療費の助成制度が受けられます。

- 助成内容（自己負担限度額）
- ◇通院 530円／日
(月4回まで、院外薬局は無料)
- ◇入院 1,200円／日

○対象

- 【ひとり親家庭】
- 配偶者のいない父母が、18歳になる年度末までの児童を扶養している平成20年分の所得税非課税世帯の人
- 【障害のある人】
- 平成21年度市民税非課税世帯で身体障害者手帳3級、療育手帳Bを持っている人
- 持参するもの
- ◇健康保険証または組合員証
- ◇それぞれの状況がわかるもの（児童扶養手当・遺族年金の証書や障害者手帳など）
- 問合せ先 市民課保険年金係

NHK受信料免除の申請料

ミニユーティ助成事業

●全額免除

- ◇世帯全員が市民税非課税で障害者のいる世帯
- ◇生活保護世帯

●半額免除

- 世帯
- ◇世帯主が視覚、聴覚障害者の

●世帯主が

- ❖身体障害者手帳（1、2級）
- ❖療育手帳（A）
- ❖精神障害者保健福祉手帳（1級）

●申請方法

- 福祉課にある申請書に免除事由の証明を受け、NHKに提出（郵送）してください。
- 印章、障害者手帳をご持参ください。

●助成概要

- （1）一般コミュニティ事業（地域の祭・行事などに使用する各種用具、広場の整備など）
- （2）緑化推進コミュニティ事業（主として小中学生が参加するイベントなど）
- （3）青少年健全育成事業（主として小中学生が参加するイベントなど）

●対象

- （1）市等からの補助金の交付を受けるものは除く
- （2）2年以上の養成機関に修業し、対象資格の取得が見込まれる人
- （3）仕事や育児と修業の両立が難しい人

●対象

- （1）所得が児童扶養手当の支給水準にある人
- （2）2年以上の養成機関に修業し、対象資格の取得が見込まれる人
- （3）仕事や育児と修業の両立が難しい人

●対象

- （1）看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師など
- （2）仕事や育児と修業の両立が難しい人

●対象

- （1）看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師など
- （2）仕事や育児と修業の両立が難しい人

母子家庭高等技能訓練促進費等事業

母子家庭の母が専門的な資格を取得するための費用を支給します。

●対象

- ◇所得が児童扶養手当の支給水準にある人
- ◇2年以上の養成機関に修業し、対象資格の取得が見込まれる人
- ◇仕事や育児と修業の両立が難しい人

●対象

- ◇所得が児童扶養手当の支給水準にある人
- ◇2年以上の養成機関に修業し、対象資格の取得が見込まれる人
- ◇仕事や育児と修業の両立が難しい人

●対象

- ◇所得が児童扶養手当の支給水準にある人
- ◇2年以上の養成機関に修業し、対象資格の取得が見込まれる人
- ◇仕事や育児と修業の両立が難しい人

	高等技能訓練促進費	入学支援修了一時金
支給額	月額 141,000円	50,000円
支給期間等	修業期間の全期間（※） (上限36ヶ月)	修了日以降

●対象

- ◇所得が児童扶養手当の支給水準にある人
- ◇2年以上の養成機関に修業し、対象資格の取得が見込まれる人
- ◇仕事や育児と修業の両立が難しい人

●対象

- ◇所得が児童扶養手当の支給水準にある人
- ◇2年以上の養成機関に修業し、対象資格の取得が見込まれる人
- ◇仕事や育児と修業の両立が難しい人